

会社法制定と法人格否認の法理

Enacting Company Law Code and Disregarding the Corporate Fiction

井上 和彦
Kazuhiko Inoue

Abstract

In Japan, Companies Law in The Commercial Code on stock, IT and director was changed in 2001. And Companies Law in The Commercial Code was changed on Shares, The Organ of the Company and Accounts of Company in 2002. And Companies Law in The Commercial Code on own shares and non-issuance of share certificates was changed in 2003. Companies Law in The Commercial Code will be separated from Commercial Code, and The Company Law Code will be enacted uniting Companies Law in The Commercial Code, The Limited Liability Company Code, and The Law For Special Exceptions to Commercial Code Concerning Audit, Tec. of Kabushiki-Kaisha in 2005. “Disregarding the Corporate Fiction” will be useful to solve the problems of Company Law Code. The existence of a company as a separate person, independent of its shareholders is made clear. The “veil of incorporation” tends to protect shareholders, directors and others from responsibility for acts done in the name of the company. In some situations, however, maintaining a rigid separation between the company and those involved in it can lead to absurdity or injustice. Both the Legislature and the courts have, in certain situations, acted to prevent such results. These are usually expressed in terms of “disregarding the corporate fiction”, “lifting the veil”. In Japan, Company Law (Commercial Code) was changed and will be changed respecting the spirit of “Disregarding the Corporate Fiction”.

1. はじめに

本稿においては、平成17年会社法制定、会社法制定と法人格否認の法理の關係に言及する。構成は、2. 商法改正の経緯と会社法制定、3. 単独取締役と拙論「21世紀の株式会社」、4. 一人合名会社と拙論「合名合資一人会社肯定論《立法論》」、5. 中小企業への規制緩和と拙論「一人会社の解釈」、6. 会社法制定と拙論「法人格否認の法理」である。

法務省は、次期商法改正の一環として商法の一部、有限会社法、商法特例法（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律）を新たに「会社法」として一本化する方針である。

会社法制定においては、「これまで3人以上の取締役を選任することが義務付けられていたが、これを1人に減員できる」こととする。この点については、拙稿「ニュージーランド新会社法と法人格否認の法理」『産能大学紀要』18巻2号などにおいて、ニュージーランド新会社法においては、単独取締役が認められた点を述べた。また、この拙稿を「21世紀の株式会社」というタイトルにして、拙著『現代経営の諸問題と企業関連法』、『現代経営の諸問題と企業関連法【第2版】』に収録し、「単独取締役が認めたニュージーランド新会社法は、21世紀の会社法である」と述べた。このように、この度、わが国の会社法制定において、単独取締役を認めることは、適正である。

「比較法に関する総合的考察によれば、株式会社においては、複数の株主を要求する国が多い。それに対し、有限会社においては、出資者1人でも可とする国が多い。すなわち、小さい会社において、一人会社認める傾向がある。わが国の合名会社・合資会社は、有限会社よりもさらに小さい会社である。立法論として、むしろ合名会社・合資会社にこそ一人会社を肯定すべきである。」と主張してきた。この度、わが国においても会社法制定において、一人合名会社が認められることとなる。このように、会社法制定において、「合名会社と合資会社を一つの会社類型として見直し、一人合名会社の設立を許容する」ことは、適正である。

拙著『一人会社論』において、「一人会社においては、株主の利益保護のための規定は、適宜簡略化して適用することができる。これは、広義の法人格否認の法理の適用の一形態である。」と述べていた。このように、「中小企業への規制の緩和」は、適正である。

「中小企業への規制の緩和」は、中小会社の設立と運営がしやすくなる一方で、法人格否認の法理が適用されやすくなるという危険をも内包している。中小会社の設立と運営にあたっては、形骸・濫用の状況を引き起こさないように十分なる注意が必要である。

2. 商法改正の経緯と会社法制定

2.1. 商法改正の経緯

商法改正の経緯は、以下のとおりである。

(1) 商法改正の主な動き

改正時	内 容
1999年（平成11年）	株式交換制度の導入
2000年（平成12年）	会社分割制度の導入
2001年（平成13年）	金庫株の解禁、株式制度の柔軟化、株主代表訴訟の見直し
2002年（平成14年）	委員会等設置会社の創設
2003年（平成15年）	自己株式取得方法の見直し
2003年（平成15年）	株券のペーパーレス化
■■■■■予定■■■■■	
2005年（平成17年）	「会社法」（仮称）の制定 ⁽¹⁾

(2) 1円起業

政府が株式会社・有限会社の最低資本金規制を完全撤廃し、一円起業をすべての企業に認めるとの方針を固めたと報じられた。2003年2月に施行された5年の時限立法である中小企業挑戦支援法において、一円起業も例外として認められたが、5年後に最低資本金をクリアするのが困難であるとして、この際商法の最低資本金制度自体を撤廃する。

(3) 2003年（平成15年）自己株式取得方法の見直し

自己株式取得方法の見直しが平成15年7月23日に衆議院本会議可決成立し、7月30日公布され、9月25日に施行された。定款授權に基づく取締役会決議による自己株式の取得を認めた⁽²⁾。

(4) 2003年（平成15年）商法改正要綱案、株券ペーパーレス化、ネット公告、全面解禁

法制審議会（法相の諮問機関）の会社法部会は2003年（平成15年）7月30日、株取引の決済迅速化などのため、株式公開企業に株券のペーパーレス化を義務付けることなどを盛り込んだ商法などの改正要綱案を発表した。2003年（平成15年）9月10日の法制審総会で正式決定した。政府は年内にも関連法案を国会提出する方針である。

要綱案は企業が株券を発行しないことを選択できるようにしたうえで、株券の保管振替制度を利用している株式公開会社を対象に改正法施行後5年以内にペーパーレス化に強制移行

すると定めた。顧客が証券会社などに開設する振替口座簿などを通じて、株主を管理する。法務省はペーパーレス化により株券発行費用が減り、株主管理事務の効率化につながると期待している。

株式非公開の中小企業などは株券発行とペーパーレス化のいずれかを選択できる。

企業合併や減資などのインターネット公告も全面解禁する。ネット公告は2002年（平成15年）4月に決算についてのみ認められていた。合併や会社分割などを官報とネットで公告した場合には取引先など債権者への個別の通知は原則不要になる⁽³⁾。

2.2. 会社法制定

(1) 会社法制定総論

法務省は商法改正の一環として、現行法で会社制度などを規定した部分と、有限会社法、監査特例法を新たに「会社法」（仮称）として統合する方針を固めた。条文を現代文に改めるとともに①経営意欲を阻害しかねない取締役の責任は緩和する②中小企業への規制を緩和する③企業の再編を後押しする法制度を整える――などを目的に大幅に見直す。2005年の通常国会に関連法案を提出する予定である。

法務省は、2000年（平成12年）に、半世紀ぶりとなる商法の抜本改正作業に着手した。新「会社法」の制定がこの最終段階となる。

①経営意欲を阻害しかねない取締役の責任の緩和

新法では会社経営の透明化のために社外取締役を起用する「委員会等設置会社」と、監査役を置く「従来型企业」で差を設けた取締役の責任を調整する。現在、従来型企业で違法配当などがあった場合、取締役は過失がなくても賠償責任を問われる点を改め、委員会等設置会社と同じように過失があったときだけに限定する。

「従来型企业」では配当などの利益処分案を株主総会にらなければならないが、これも「委員会等設置会社」と同様に取締役会で決められるように変更する。

②中小企業への規制の緩和

現行法は企業の規模にかかわらず三人以上の取締役を選任することを義務づけている。新法では株式の譲渡制限を設けている非上場企業であれば取締役は一人でもよいことにし、会社の設立を容易にする。

③企業の再編を後押しする法制度

企業再編の促進をめぐるのは、企業の合併に際し、消滅する側の企業の株主には対価として存続会社の株式を充てなければならないが、株式の代わりに現金での支払いも認める方向である。

合併の対価に株式を充てる場合でも、存続会社株ではなく、存続会社の親会社株で支払う

ことも解禁する。外国企業が日本企業を買収する際、対象企業の株主を排除して完全な経営権を握ろうとする傾向が強い。日本に子会社を設立して日本企業と合併させ、日本企業の株主には親会社株を支払うことが可能になる。

④会社法の制定のポイント

▽会社法（仮称）の制定

商法の根幹部分と有限会社法などを一本化

▽従来型企業の規制緩和

○取締役の無過失責任の見直し

○取締役会権限の強化

▽非公開中小企業の取締役の人数の自由化

▽外資参入や企業再編の促進のため合併の対価の支払い方法を多様化し、現金なども認める⁽⁴⁾。

(2) 法制審議会の会社法（現代化関係）部会

法務省は、次期商法改正の一環として商法の一部、有限会社法、商法特例法（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律）を新たに「会社法」（仮称）として一本化する方針である。現在、法制審議会の「会社法（現代化関係）部会」において、会社法の現代化に関する改正審議が進められている。今回の改正は、商法のうち第二編（会社編）、有限会社法、商法特例法という会社法関係の3つの異なる法律を一本化するとともに、前2本の条文を平仮名口語体化するという大掛かりなものになる。いわば会社法の現代化とも言うべき改正が予定されている。また、中小株式会社の法制を有限会社並みに変更する、最低資本金の引下げ・廃止についても検討されている。

(3) 商法・有限会社法の条文を平仮名口語体に変更

一般的に会社法というと、商法のうち第二編（会社編）と有限会社法、商法特例法をまとめて表現したものとされるが、商法、有限会社法ともに古い法律であるため、片仮名文語体で記述されており、条文自体が読みにくい（商法は明治32年、有限会社法は昭和13年に制定されている）。商法に関しては、条文の読みにくさに加えて、相次ぐ改正を経ているので制度間に不均衡が生じているという指摘もある。このため、「会社法（現代化関係）部会」が設置され、現代語化、会社法制の一本化と規定の整理に伴う必然的な内容の見直し、各種制度間の規律の不釣り合いの調整、今回の現代化審議をきっかけとした内容の見直しなどが検討されている。

(4) 会社法制を一本化し「会社法」を設置

商法の会社編、有限会社法、商法特例法を一本の法律にまとめ、会社法制を一本化し、制度間の調整も行う予定である。これまで解釈があいまいなままにされていた部分を明確化し、三法の整理に伴って発生する必然的な見直し及び各種制度間における規律の不均衡の見直しなども行われる予定である。

(5) 中小企業への規制の緩和

株式会社であるというだけで、規模の大小に関わらず大企業と同様の規制がかかっている項目について、中小株式会社については、有限会社並みに規制緩和をする見直しがあげられている。同時に、三法の統合にかかり、有限会社法制の抜本改正も検討事項の一つである。元々、商法は大企業を想定して作られている。このため、中小の株式会社にとってはやっかいな規定が多いことも事実である。今回の改正では、中小の株式会社は、規模も小さい上、活動範囲も狭いことから、有限会社並みの法制の選択適用も認めるという案が検討されている。

例えば、決算公告が不要となったり、これまで3人以上の取締役を選任することが義務付けられていたが、これを1人に減員できる、監査役の設置が任意になるなど、企業運営上実務負担が軽減され、簡素化されることになる。

(6) 最低資本金の引下げ・廃止の検討

中小企業への規制の緩和の一環として、最低資本金の引下げまたは廃止も議論されている。新規創業支援の観点による中小企業挑戦支援法により、一定の創業者については、1円の資本金（1株を1円で発行した場合）での会社設立（いわゆる1円起業）が可能となったことが話題になったばかりだが、最低資本金の壁は起業者にとって大きな負担になっている。現行法制では、株式会社1,000万円、有限会社300万円の最低資本金が設定されている。

法務省は2003年秋に改正試案を公表し、2004年春には改正案要綱をとりまとめる方向で審議を進めている。その上で、2005年の通常国会に関連法案を提出する意向である⁽⁵⁾。

(7) 合名合資会社関係

合名会社と合資会社を一つの会社類型として見直し、一人合名会社の設立を許容する。

3. 単独取締役と拙論「21世紀の株式会社」

前述のように、「会社法制定においては、中小企業への規制の緩和が行われる。すなわち、株式会社であるというだけで、規模の関わらず大企業と同様の規制がかかっている項目について、中小株式会社については、有限会社並みに規制緩和をする見直しがあげられている。同時に、三法の統合にかかり、有限会社法制の抜本改正も検討事項の一つである。

元々、商法は大企業を想定して作られている。このため、中小の株式会社にとってはやっかいな規定が多いことも事実である。今回の改正では、中小の株式会社は、規模も小さい上、活動範囲も狭いことから、有限会社並みの法制の選択適用も認めるという案が検討されている。例えば、決算公告が不要となったり、これまで3人以上の取締役を選任することが義務付けられていたが、これを1人に減員できる、監査役の設定が任意になるなど、企業運営上実務負担が軽減され、簡素化されることになる。」。

このうち「これまで3人以上の取締役を選任することが義務付けられていたが、これを1人に減員できる」点については、拙稿「ニュージーランド新会社法と法人格否認の法理⁽⁶⁾」『産能大学紀要』18巻2号75頁の79頁・84頁などにおいて、ニュージーランド新会社法においては、単独取締役が認められた点を述べた。また、この拙稿を「21世紀の株式会社」というタイトルにして、拙著『現代経営の諸問題と企業関連法⁽⁷⁾』の109頁、『現代経営の諸問題と企業関連法【第2版⁽⁸⁾】』の109頁に収録し、単独取締役を認めたニュージーランド新会社法は、21世紀の会社法であると述べたが、この度、わが国においても会社法2005年制定において、単独取締役が認められることとなる。

このように、会社法制定において、単独取締役を認めることは、適正である（図1）。

図 1

ニュージーランドの会社法＝21 世紀の株式会社 ニュージーランド株式会社＝株主 1 人可，取締役 1 人可，監査役不要
わが国会社法 2005 年制定 わが国非公開会社＝株主 1 人可，取締役 1 人可，監査役不要

4. 一人合名会社と拙論「合名合資一人会社肯定論《立法論》」

「合名合資会社関係」において前述したように、会社法制定においては、「合名会社と合資会社を一つの会社類型として見直し、一人合名会社の設立を許容する」。

これは、拙著『一人会社論—法人格否認の法理の積極的適用⁽⁹⁾』の109頁の「第13章 合名合資一人会社肯定論《立法論》」において、「比較法に関する総合的考察によれば、株式会社においては、複数の株主を要求する国が多い。たとえば、イギリス・ドイツ・フランス・イ

タリア・スペイン・メキシコ・アルゼンチン・ブラジル・韓国・台湾がそうである。それに対し、有限会社においては、出資者1人でも可とする国が多い。たとえば、ドイツ・フランス・ヴェネズエラそうである。すなわち、小さい会社において、一人会社認める傾向がある。わが国の合名会社・合資会社は、有限会社よりもさらに小さい会社である。立法論として、むしろ合名会社・合資会社にこそ一人会社を肯定すべきである⁽¹⁰⁾。」と主張してきた。この度、わが国においても会社法2005年制定において、一人合名会社が認められることとなった。

このように、会社法制定において、「合名会社と合資会社を一つの会社類型として見直し、一人合名会社の設立を許容する」ことは、適正である（図2）。

図 2

合名合資一人会社肯定論《立法論》
比較法に関する総合的考察
株式会社＝複数の株主を要求する国が多い ＝例：イギリス・ドイツ・フランス・イタリア・スペイン・メキシコ・アルゼンチン・ブラジル・韓国・台湾
有限会社＝出資者1人でも可とする国が多い ＝例：ドイツ・フランス・ヴェネズエラ
小さい会社→一人会社認める
合名会社・合資会社＝さらに小さい会社→一人会社肯定《立法論》

5. 中小企業への規制緩和と拙論「株式会社における一人会社の解釈」

前述「中小企業への規制の緩和」におけるように、「株式会社であるというだけで、規模の大小に関わらず大企業と同様の規制がかかっている項目について、中小株式会社については、有限会社並みに規制緩和をする見直しがあげられている。と同時に、三法の統合にかかり、有限会社法制の抜本改正も検討事項の一つである。元々、商法は大企業を想定して作られている。このため、中小の株式会社にとってはやっかいな規定が多いことも事実である。今回の改正では、中小の株式会社は、規模も小さい上、活動範囲も狭いことから、有限会社並みの法制の選択適用も認めるという案が検討されている。」とされている。

この点においては、拙著『一人会社論—法人格否認の法理の積極的適用⁽¹¹⁾』の29頁の「第5章 株式会社における一人会社の解釈において、「一人会社においては、株主の利益保護のための規定は、適宜簡略化して適用することができる。これは、広義の法人格否認の法理の

適用の一形態である⁽¹²⁾。」と述べていた。

このように、「中小企業への規制の緩和」は、適正である。

6. 会社法制定と拙論「法人格否認の法理」

前述のように、会社法制定においては、中小企業への規制の緩和が行われる。すなわち、「株式会社であるというだけで、規模の大小に関わらず大企業と同様の規制がかかっている項目について、中小株式会社については、有限会社並みに規制緩和をする見直しがあげられている。と同時に、三法の統合にかかり、有限会社法制の抜本改正も検討事項の一つである。

元々、商法は大企業を想定して作られている。このため、中小の株式会社にとってはやっかいな規定が多いことも事実である。今回の改正では、中小の株式会社は、規模も小さい上、活動範囲も狭いことから、有限会社並みの法制の選択適用も認めるという案が検討されている。例えば、決算公告が不要となったり、これまで3人以上の取締役を選任することが義務付けられていたが、これを1人に減員できる、監査役の設置が任意になるなど、企業運営上実務負担が軽減され、簡素化されることになる。」。

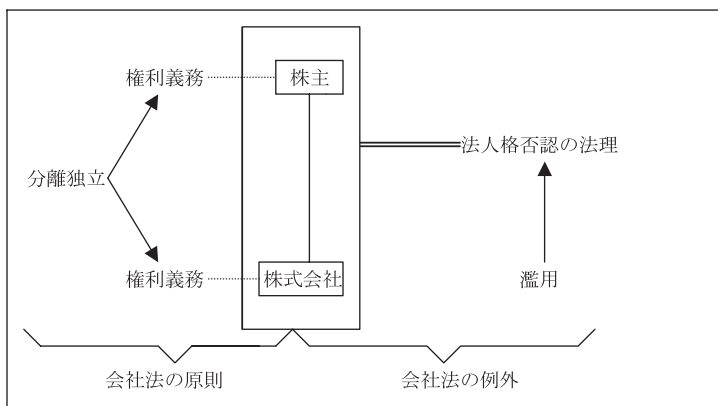
このことにより法人格否認の法理が適用される会社が増加するものと思われる。

(1) 法人格否認の法理の意義

出資者等支配者と会社、旧会社と新会社、または親会社と子会社または姉会社と妹会社は、法律上それぞれが分離独立していて独自の権利と義務を有する(会社の法人格を認める)というのが会社法の原則である。この原則に対し、出資者等支配者や旧会社や親会社や姉会社が、会社や新会社や子会社や妹会社の法人格を濫用した場合に、例外的に出資者等支配者と会社、旧会社と新会社、親会社と子会社または姉会社と妹会社を同一視して(法人格を否認して)、たとえば会社の責任を出資

者等支配者に負わせたり、旧会社の責任を新会社に負わせたり、子会社の責任を親会社に負わせたり、妹会社の責任を姉会社に負わせたりするのが「法人格否認の法理」である⁽¹³⁾(図3)。

図3



(2) 一人会社の意義

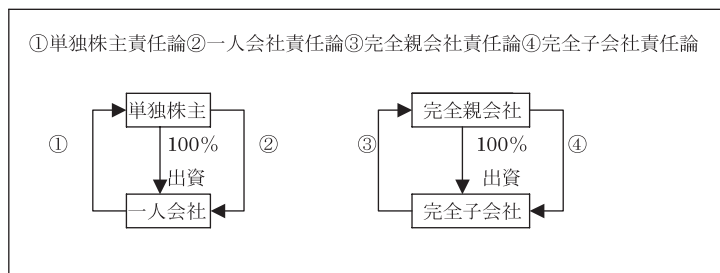
一人会社とは株主が一人しかいない会社である⁽¹⁴⁾。

一人会社においては法人格否認の法理を積極的に適用すべきである（一人会社法人格否認論）（井上説）。

一人会社法人格否認論には次の①②③④という4つの場合がある。

①単独株主責任論②一人会社責任論③完全親会社責任論④完全子会社責任（図4）。

図 4



(3) 法人格否認の法理の適用要件

法人格否認の法理には（a）形骸事例と（b）濫用事例がある。

以下、（a）法人格形骸化、（b）法人格濫用について言及する。

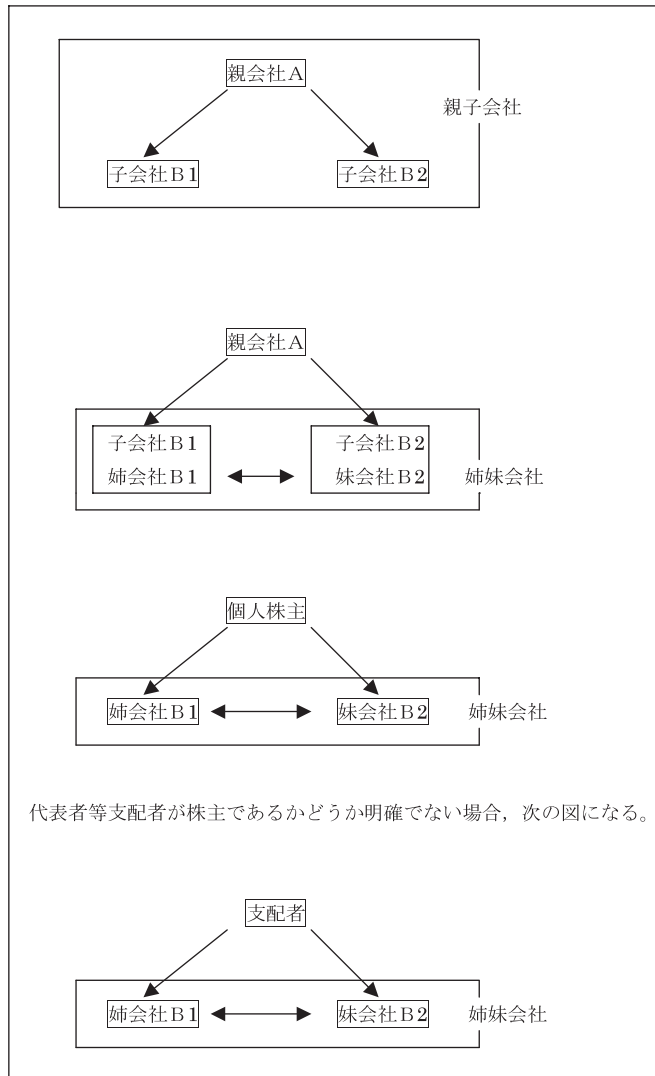
（a）法人格形骸化について

形骸事例であるとして子会社の責任を親会社に負わすために考慮しなければならない要件として次のものがある。①子会社の過少資本。②親会社が子会社に役員を送り込むことによる、子会社が親会社の一事業部であるかのような、親会社の子会社の経営への直接介入。③親会社の資産及び事業と子会社の資産及び事業との混同⁽¹⁵⁾。これらの事実は相伴うことが多いが、必ずしもすべての事実が整わなくても、形骸事例と認められる場合がある。

親子会社と姉妹会社の関係は次のとおりである。

親会社とは、他の会社（B1，B2）の総株主の議決権の過半数を有する会社Aである。子会社とは、ここにいう他の会社（B1，B2）である。親会社と子会社の集合を親子会社という（商法211条ノ2①参照）。B1の設立がB2の設立より早い場合B1を姉会社といい、B2を妹会社という。姉会社と妹会社の集合を姉妹会社という（支配者が親会社でなく個人株主（自然人）である場合も同様とする⁽¹⁶⁾）（図5）。

図 5



形態事例であるとして子会社の責任を親会社に負わせるために考慮しなければならない要件の「親会社」を「姉会社」に換えて、「子会社」を「妹会社」に換えると次のような「形態事例であるとして妹会社の責任を姉会社に負わせるために考慮しなければならない要件」になる。

①妹会社の過少資本。②姉会社が妹会社に役員を送り込むことによる、妹会社が姉会社の一事業部であるかのような、姉会社の妹会社の経営への直接介入。③姉会社の資産及び事業と妹会社の資産及び事業との混同。これらの事実は相伴うことが多いが、必ずしもすべての

事実が整わなくても、形骸事例と認められる場合がある。

(b) 法人格濫用について

法人格濫用の要件としては次の2点を挙げることができる。①法人格の利用者が会社の実質的支配力を有する。②法人格の利用が客観的に社会観念上認容できない(社会的目的に反する⁽⁵⁾)。

(4) 中小企業への規制の緩和の問題点

「中小企業への規制の緩和」は、中小会社の設立と運営がしやすくなる一方で、法人格否認の法理が適用されやすくなるという危険をも内包している。中小会社の設立と運営にあたっては、形骸・濫用の状況を引き起こさないように十分なる注意が必要である。

7. むすび

本稿においては、平成17年会社法制定、会社法制定と法人格否認の法理の關係に言及した。構成は、2. 商法改正の経緯と会社法制定、3. 単独取締役と拙論「21世紀の株式会社」、4. 一人合名会社と拙論「合名合資一人会社肯定論《立法論》」、5. 中小企業への規制緩和と拙論「一人会社の解釈」、6. 会社法制定と拙論「法人格否認の法理」であった。

法務省は、次期商法改正の一環として商法の一部、有限会社法、商法特例法(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律)を新たに「会社法」として一本化する方針である。現在、法制審議会の「会社法(現代化関係)部会」において、会社法の現代化に関する改正審議が進められている。今回の改正は、商法のうち第二編(会社編)、有限会社法、商法特例法という会社法関係の3つの異なる法律を一本化するとともに、前2本の条文を平仮名口語体化するという大掛かりなものになる。いわば会社法の現代化とも言うべき改正が予定されている。

会社法制定においては、「これまで3人以上の取締役を選任することが義務付けられていたが、これを1人に減員できる」こととする。この点については、拙稿「ニュージーランド新会社法と法人格否認の法理」『産能大学紀要』18巻2号などにおいて、ニュージーランド新会社法においては、単独取締役が認められた点を述べた。また、この拙稿を「21世紀の株式会社」というタイトルにして、拙著『現代経営の諸問題と企業関連法』、『現代経営の諸問題と企業関連法【第2版】』に収録し、「単独取締役が認めたニュージーランド新会社法は、21世紀の会社法である」と述べた。このように、この度、わが国の会社法制定において、単独取締役を認めることは、適正である。

「比較法に関する総合的考察によれば、株式会社においては、複数の株主を要求する国が多い。それに対し、有限会社においては、出資者1人でも可とする国が多い。すなわち、小

さい会社において、一人会社認める傾向がある。わが国の合名会社・合資会社は、有限会社よりもさらに小さい会社である。立法論として、むしろ合名会社・合資会社にこそ一人会社を肯定すべきである。」と主張してきた。この度、わが国においても会社法制定において、一人合名会社が認められることとなる。このように、会社法制定において、「合名会社と合資会社を一つの会社類型として見直し、一人合名会社の設立を許容する」ことは、適正である。

拙著『一人会社論』において、「一人会社においては、株主の利益保護のための規定は、適宜簡略化して適用することができる。これは、広義の法人格否認の法理の適用の一形態である。」と述べていた。このように、「中小企業への規制の緩和」は、適正である。

「中小企業への規制の緩和」は、中小会社の設立と運営がしやすくなる一方で、法人格否認の法理が適用されやすくなるという危険をも内包している。中小会社の設立と運営にあたっては、形骸・濫用の状況を引き起こさないように十分なる注意が必要である。

[注]

(注1) [日本経済新聞 2003b] 3面。

(注2) [T&A 2003b] 10頁。

(注3) [商事法務ニュース 2003a] 44頁。[商事法務編集部 2003] 4頁。

(注4) [日本経済新聞 2003a] 1面。

(注5) [日本経済新聞 2003a] 1面。[T&A 2003a] 4頁。[T&A 2003c] 33頁。[TabisLand 2003]。[商事法務ニュース 2003b] 43頁。

(注6) [井上 1998b] 75頁。

(注7) [井上 1999b] 109頁。

(注8) [井上 2001a] 109頁。

(注9) [井上 1993b] 109頁。

(注10) [井上 1993b] 109～111頁。

(注11) [井上 1993b] 29頁。

(注12) [井上 1993b] 29頁。

(注13) 拙著または拙稿において、法人格否認の法理に言及したものに以下のものがある。頁数は、特に法人格否認の法理の定義に言及した箇所を示す。[井上 1983] 2頁。[井上 1984] はしがき 1頁。[井上 1986] 55頁。[井上 1986b] 44頁。[井上 1988] はしがき 1頁。[井上 1989] 124頁。[井上 1991] 73頁。[井上 1992a] 25頁。[井上 1992b] 44頁。[井上 1992c] 2頁。[井上 1993a] 1頁。[井上 1993b] はしがき 2頁。[井上 1993c] 273号 2頁。[井上 1994a] 161頁。[井上 1994b] 38頁。[井上 1994c] 48頁。[井上 1995a] 67頁。[井上 1995b] 29

頁。[井上 1995c]17～18頁。[井上 1996a]9頁。[井上 1996b]2頁。[井上 1996c]2頁。
[井上 1997a]187頁。[井上 1997b]4頁。[井上 1995e]17頁。[井上 1997c]3～4頁。
[井上 1997d]25頁。[井上 1997e]3～4頁。[井上 1997f]1頁。[井上 1998a]6～7頁。
[井上 1998b]75頁。[井上 1998c]27頁。[井上 1998d]81頁。[井上 1999a]16頁。[井上
1999b]3頁。[井上 1999c]90頁。[井上 1999d]105頁。[井上 2000a]3頁。[井上
2000b]57頁。[井上 2001a]3頁。[井上 2001b]6頁。[井上 2001c]64頁。[井上
2001d]43頁。[井上 2002a]4頁。[井上 2002a]12頁。[井上 2002c]48頁。[井上
2002d]65頁。[井上 2003a]13頁。[井上 2003b]82頁。[井上 2003c]69頁。

(注14) [井上 1993b]はしがき2頁。

(注15) [Ballantine 1946]p. 314. [井上 1984]38頁。

(注16) [井上 2001c]43頁。

(注17) [田中 1993]104頁。[井上 1984]38頁。

[参考文献]

- [井上 1983]井上和彦『法人格否認の法理に関する比較法的考察』駿河台出版社。
[井上 1984]井上和彦『法人格否認の法理』千倉書房。
[井上 1986a]井上和彦・「判例批評」『金融・商事判例』746号55頁。
[井上 1986b]井上和彦・「判例批評」『金融・商事判例』753号42頁。
[井上 1988]井上和彦『アメリカにおける法人格否認の法理』駿河台出版社。
[井上 1989]井上和彦「企業の社会的責任に関する一考察—水俣病とチッソ子会社の責任を中心として」『信州短期大学紀要』1巻1号124頁。
[井上 1991]井上和彦『改正商法と法人格否認の法理』井上総合研究所。
[井上 1992a]井上和彦「水俣病チッソ子会社の責任と法人格否認の法理—法人格否認の法理客観的濫用論・一人会社単独株主無限責任論・完全子会社責任論の展開」『高岡法学』3巻2号15頁。
[井上 1992b]井上和彦・「判例批評」『金融・商事判例』896号44頁。
[井上 1993a]井上和彦「一人会社論提要—法人格否認の法理の積極的適用」『高岡法学』4巻2号1頁。
[井上 1993b]井上和彦『一人会社論—法人格否認の法理の積極的適用』中央経済社。
[井上 1993c]井上和彦「経営調査士のための一人会社論—法人格否認の法理の積極的適用」『経営調査士』373号2頁。
[井上 1994a]井上和彦「公害裁判親子会社事件と法人格否認の法理—水俣病東京訴訟チッソ子会社事件宮島司教授の批判にこたえて—」『高岡法学』5巻1・2号合併号161頁。

- [井上 1994b]井上和彦・「判例批評」『金融・商事判例』942号38頁。
- [井上 1994c]井上和彦「法人格否認の法理の現状と将来」高岡法科大学『高岡法学』第6巻1号47頁。
- [井上 1995a]井上和彦「コーポレート・ガバナンスと法人格否認の法理」『産能大学紀要』16巻1号67頁。
- [井上 1995b]井上和彦『最低資本金を満たさない法人の組織変更と税務上の留意点』(東京税理士会平成7年度第5回会員研修会資料・平成7年9月19日九段会館ホール)東京税理士会。
- [井上 1995c]井上和彦「企業の社会的役割と法人格否認の法理」田中誠二先生追悼論文集刊行会編『企業の社会的役割と商事法』経済法令研究会17頁。
- [井上 1996a]井上和彦「会社組織変更と法人格否認の法理」『産能大学紀要』16巻2号1頁。
- [井上 1996b]井上和彦「グループ経営における連結決算制度と法人格否認の法理」『産能大学紀要』17巻1号1頁。
- [井上 1996c]井上和彦『不良債権と法人格否認の法理』日本経営調査士会。
- [井上 1997a]井上和彦・「判例批評」『判例時報』1582号186頁。
- [井上 1997b]井上和彦「リース取引と法人格否認の法理」『産能大学紀要』17巻2号67頁。
- [井上 1997c]井上和彦「連結決算制度の新展開」『経営調査士』288号3～4頁。
- [井上 1997d]井上和彦「一人会社と法人格否認の法理」西脇敏男・丸山秀平編著『判例に学ぶ会社法演習講座』八千代出版25頁。
- [井上 1997e]井上和彦「持株会社」『経営調査士』289号3頁。
- [井上 1997f]井上和彦「持株会社と法人格否認の法理」『産能大学紀要』18巻1号1頁。
- [井上 1998a]井上和彦「21世紀の会社—ニュージーランドにおける経済改革と新会社法」『経営調査士』292号6～7頁。
- [井上 1998b]井上和彦「ニュージーランド新会社法と法人格否認の法理」『産能大学紀要』18巻2号75頁。
- [井上 1998b-2]井上和彦「会計情報システムと経営調査」『経営調査士』2頁、3頁。
- [井上 1998c]井上和彦「不良債権回収と法人格否認の法理」『産能大学紀要』19巻1号23頁。
- [井上 1998d]井上和彦「現代経営の諸問題と法人格否認の法理」『信州短期大学研究紀要』創立10周年記念論文集10巻1.2合併号81頁。
- [井上 1999a]井上和彦「21世紀の親子会社と法人格否認の法理」『産能大学紀要』19巻2号23頁。
- [井上 1999b]井上和彦『現代経営の諸問題と企業関連法』中央経済社。
- [井上 1999c]井上和彦「キャッシュフロー計算書と企業関連法—人的資産会計・法人格否認の法理・商法・税法—」『産能大学紀要』20巻1号83頁。

- [井上 1999d]井上和彦「キャッシュフロー計算書と企業関連法」法政会計人会『税理士雑記帳』91頁。
- [井上 1999e]井上和彦「判批」『金融・商事判例』1079号54頁。
- [井上 2000a]井上和彦「姉妹会社と法人格否認の法理」『産能大学紀要』20巻2号1頁。
- [井上 2000b]井上和彦「会社分割制度と企業関連法」『産能大学紀要』21巻1号53頁。
- [井上 2001a]井上和彦『現代経営の諸問題と企業関連法【第2版】』中央経済社。
- [井上 2001b]井上和彦「取締役会制度改革の波と企業関連法―執行役員・非公開会社単独取締役・法人格否認の法理―」『産能大学紀要』21巻2号1頁。
- [井上 2001c]井上和彦・「判例批評」『金融・商事判例』1123号62頁。
- [井上 2001d]井上和彦「財産譲渡と法人格否認の法理―姉妹会社・詐害行為取消権―」『産能大学紀要』22巻1号39頁。
- [井上 2002a]井上和彦「金庫株の注意点」『東京税理士界』541号4頁。
- [井上 2002b]井上和彦「金庫株と法人格否認の法理」『産能大学紀要』22巻2号1頁。
- [井上 2002c]井上和彦「会社法改正と法人格否認の法理―株式制度緩和・会社関係書類IT化・取締役責任軽減等―」『産能大学紀要』23巻12号43頁。
- [井上 2002d]井上和彦・「判例批評」『金融・商事判例』1154号58頁。
- [井上 2003a]井上和彦「商業帳簿IT化と企業関連法」『産能大学紀要』23巻2号1頁。
- [井上 2003b]井上和彦「税法・民事執行法と法人格否認の法理」『産能大学紀要』24巻1号81頁。
- [井上 2003c]井上和彦・「判例批評」『金融・商事判例』1175号66頁。
- [商事法務ニュース 2003a]「法制審議会が開かれる―株券不発行制度・電子公告制度の導級に関する要綱を決定」『商事法務』1673号44頁。
- [商事法務。ニュース2003b]「法制審議会会社法（現代化関係）部会の第12回会議が開かれる」『商事法務』1674号43頁。
- [商事法務編集部 2003]編集部「株券不発行制度・電子公告制度の導級に関する要綱の概要と経緯」『商事法務』1673号4頁。
- [田中 1993]田中誠二『三全訂会社法詳論（上）』勁草書房。
- [日本経済新聞 2003a]「新「会社法」制定へ」『日本経済新聞』2003年（平成15年）8月15日1面。
- [日本経済新聞 2003b]「商法改正」『日本経済新聞』2003年（平成15年）8月15日3面。
- [TabisLand 2003]Weekly TabisLand News「企業のための法律相談Q & A、次期商法改正のポイント―商法改正の最終段階試案」2003年（平成15年）8月25日、第一法規株式会社
<http://www.tabisland.ne.jp/law/index.htm>

[T&A 2003a] 「会社法が大改正」『週間T&A master』2003年（平成15年）10月6日号038号4頁。

[T&A 2003b] 「改正商法・商法施行規則が9月25日より施行」『週間T&A master』2003年（平成15年）10月6日号038号10頁。

[T&A 2003c] 「法制審議会情報」『週間T&A master』2003年（平成15年）10月6日号038号33頁。

[Ballantine 1946] Henry Winthrop Ballantine, "Ballantine On Corporations" Revised Edition, Callaghan and Company, Chicago, 1946.